

No. 1029 (2018.12.18)

消費税率引き上げの影響と対策

はじめに

I 消費税率引き上げの経済への影響

- 1 消費税率引き上げが経済に影響を与えるメカニズム
- 2 平成 26 年 4 月の消費税率引き上げに伴う影響
- 3 平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引き上げの影響をめぐる試算
- 4 軽減税率導入の影響

5 消費税率引き上げによる増収分の使途変更の影響

II 消費税率引き上げに伴う経済への影響の緩和策

- 1 緩和策による需要平準化について
- 2 現在検討されている緩和策の概要等

おわりに

キーワード：消費税、増税、緩和策、軽減税率、使途変更

- 平成 31 年 10 月に消費税率の 10%への引き上げが予定されている。現在、政府は消費税率引き上げの経済への影響の緩和策について検討している。
- 消費税率の 8%への引き上げが行われた平成 26 年度の実質 GDP 成長率は▲0.3%であったのに対して、消費税率の 10%への引き上げが行われる平成 31 年度の実質 GDP 成長率は、政府、民間試算ともにプラスを見込んでいる。
- 経済への影響の緩和策としては、住宅・自動車の購入支援、ポイントによる還元、消費税の価格転嫁の柔軟な在り方などが検討されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 たむら 田村 なつみ

はじめに

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号。以下「税制抜本改革法」）等、「社会保障と税の一体改革」の関連法が成立した。これにより、消費税率¹は、平成 26 年 4 月に 8%へ、平成 27 年 10 月に 10%へ引き上げることが決定された。消費税率の 5%から 8%への引上げは平成 26 年 4 月に予定どおり実施されたものの、消費税率 10%への引上げは、その後、2 度延期された。平成 30 年 12 月現在では、平成 31 年²10 月に消費税率の 10%への引上げが予定されている。

また、税制抜本改革法の制定時には、消費税率の 5%から 10%への引上げ分 5%のうち、4%分は「社会保障の安定化」³に、1%分は「社会保障の充実」に充てることとされていた⁴。しかし、平成 29 年 12 月に、消費税率の 8%から 10%への引上げによる増収分の使途変更が閣議決定された⁵。

加えて、政府は、消費税率 8%への引上げが経済に及ぼした影響を踏まえて、消費税率 10%への引上げに伴う経済への影響の緩和策についても検討している。既に導入が決定されている軽減税率や消費税率引上げによる増収分の使途変更も、家計にとって消費税の負担軽減につながると思われる。

本稿では、消費税率 8%への引上げが国内経済にもたらした影響について振り返り、この先予定されている 10%への引上げに伴う経済的な影響に関する各種の試算を紹介するとともに、10%への引上げが国内経済にもたらすであろう影響の緩和策をめぐる議論を概観する⁶。

I 消費税率上げの経済への影響

1 消費税率上げが経済に影響を与えるメカニズム

消費税率の引上げは、主に①「所得効果」と②「異時点間の代替効果」の 2 つの経路を通じて経済に影響を与える⁷。①は、消費税率の引上げにより物価が上昇する結果、家計の実質所得

* 本稿におけるインターネット情報は、平成 30 年 12 月 10 日に確認したものである。

¹ 本稿での「消費税率」は消費税（国税）と地方消費税（地方税）の両者の税率を合わせたものを指す。

² 平成 31 年 5 月に改元が予定されているが、現時点では新元号が不明であることから、本稿では、同日以降についても、平成の元号を使用している。

³ 具体的には、基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化、後代への負担つけ回しの軽減、消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子育て）の増額を意味する。

⁴ 財務省「これからの日本のために財政を考える」2017.4, p.16. <https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201704_00_kanryaku.pdf>

⁵ 従来、消費税率 5%から 10%への増収分は、1%を社会保障の充実に、4%を財政赤字の削減に充てることとされていたが、使途変更により消費税率 8%から 10%への引上げ時の 2%分の増収分を①教育負担の軽減、子育て層支援、介護人材の確保等、②財政赤字の削減に概ね半分ずつ充当することとされた。「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）pp.2-7-2-9. 内閣府 HP <http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf>

⁶ なお、本稿で取り上げなかった消費税導入時や消費税率 5%への引上げ時に生じた経済的影響については、松浦茂「消費税の経済への影響—消費税をめぐる論点②—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』752 号, 2012.5.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3493190_po_0752.pdf?contentNo=1> を参照されたい。

⁷ このほか、「非ケインズ効果」の発生も考えられる。マクロ経済学においては、一般に、財政支出の増加や減税はいわゆる乗数効果を通じて個人消費や GDP（国内総生産）を増加させると考えられている（ケインズ効果）が、財

(名目所得を物価で割ったもの)が減少し購買力が低下することで、個人消費が減少するというものである。これに対して、②は、消費税率引き上げ後に物価の上昇が見込まれる中で、増税後の高い価格を避けようとする家計の消費行動を背景に、増税前に駆け込み需要が発生する一方、増税後は駆け込み需要の反動減が発生するというものである(その場合の駆け込み需要と反動減は、大きさがほぼ等しくなると考えられる)⁸。

2 平成 26 年 4 月の消費税率引き上げに伴う影響

(1) 家計への影響

消費税率の引き上げは家計負担の増加につながる。大和総研の是枝俊吾氏の試算によると、消費税率 8%への引き上げが行われた平成 26 年の家計(一方が働く夫婦と子ども 2 人の世帯)の実質可処分所得⁹は、平成 25 年の家計の実質可処分所得と比較すると、年収 300 万円の世帯では 2.98 万円、年収 500 万円の世帯では 5.81 万円、年収 1000 万円の世帯では 13.51 万円押し下げられた¹⁰。

また、日本銀行の試算では、消費税率 8%への引き上げによる家計負担の対前年増加額(グロス)は 8.2 兆円であった。簡素な給付措置等の負担軽減策が講じられたが、その効果は年金関連の負担増で相殺され、ネットでの家計負担の対前年増加額も、グロスでのそれとほとんど変わらない 8 兆円程度であったとされている¹¹。

このような家計負担の増加は、家計の実質可処分所得を減らすことを通じて、個人消費を押し下げる。内閣府『国民経済計算』によると、平成 26 年度の実質個人消費の実績値は、前年度比▲2.5%であった¹²。

駆け込み需要とその反動減については、内閣府が 2.5 兆円～3.3 兆円程度¹³、日本経済研究センターが 2.8 兆円程度¹⁴、ニッセイ基礎研究所が 2.4 兆円程度¹⁵、大和総研が 3.4 兆円程度と試

政運営をめぐる民間の予想が変化することで、それとは逆のメカニズム(非ケインズ効果)が生じ得るという見方もある。具体的には、政府が現時点で財政再建を企図して増税を行い、財政支出を削減すると、家計が将来における増税が回避されたと予想して、それに備えるための貯蓄を減らすため、現在の個人消費が増加する。1980 年代にデンマークやアイルランドで財政再建が行われた際に、政府支出と個人消費の間に逆相関の関係が観察されたという。ただし、この効果の有無や発生条件については、専門家の間でも議論が分かれている。亀田啓悟「日本における非ケインズ効果の発生可能性」井堀利宏編『財政政策と社会保障』(バブル/デフレ期の日本経済と経済政策 5)慶応義塾大学出版会, 2010, pp.69-110; 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「日本経済 2009-2010」2009.12, pp.120-122. <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2009/1211nk/pdf/09-3-2.pdf>>

⁸ 宇南山卓「(経済教室) 試練の財政・金融政策 中 消費増税、景気に影響軽微」『日本経済新聞』2011.10.8.

⁹ 名目可処分所得を(1+消費税率引き上げによる物価上昇率)で除した値とされている。

¹⁰ 是枝俊吾「消費増税等の家計への影響試算(2018年10月版)」2018.10.30, p.11. 大和総研 HP <https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181030_020402.pdf> ただし、本試算における平成 25 年から平成 26 年にかけての実質可処分所得の変化には、消費税率 5%から 8%への引き上げに伴う影響以外の要因(厚生年金保険料率の引き上げに伴う影響等)も反映されている点に注意が必要である。

¹¹ 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2018.4.28, pp.36-37. <<https://www.boj.or.jp/mopo/outlook/gor1804b.pdf>>

¹² 「四半期別 GDP 速報 統計表 2018 年 7-9 月期 1 次速報値」2018.11.14. 内閣府 HP <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2018/qe183/gdemenuja.html>

¹³ 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「景気局面の現状」『日本経済 2014-2015』2015.1. <http://www5.cao.go.jp/keizai3/2014/0113nk/nk14_n14_1_1.html#n14_1_1_2>

¹⁴ 伊藤佑隼・三林新太郎「19 年消費増税前の駆け込みは 2.4 兆円—反動減による景気底割れは回避—」『経済百葉箱』112 号, 2018.2.27, p.2. <<https://www.jcer.or.jp/report/econ100/index5332.html>>

¹⁵ 斎藤太郎「消費税率引き上げの総決算～景気は想定外の悪化も、企業収益、税収は好調」『基礎研レポート』2015.7.30, p.3. ニッセイ基礎研究所 HP <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/42621_ext_18_0.pdf>

算している¹⁶。ちなみに、内閣府は、消費の形態別に見た駆け込み需要と反動減について、耐久消費財が2.5兆円程度、半耐久消費財（衣服等）が0.4兆円程度、非耐久消費財（飲食料品等）が0.5兆円程度と推計している¹⁷。なお、所得効果による個人消費の押下げについては、大和総研の長内智氏らが2.5兆円程度と試算している¹⁸。

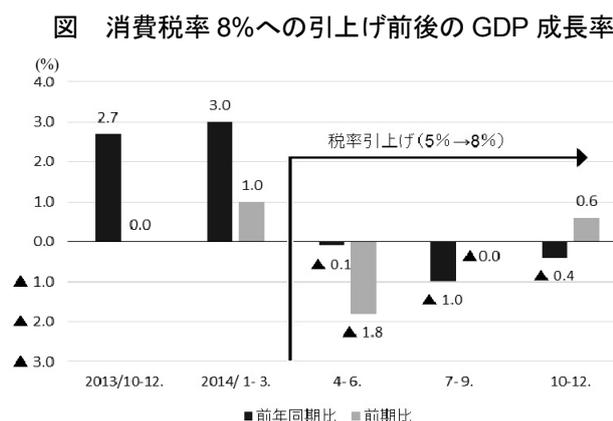
これに加えて、消費税率引上げ直後に生じた駆け込み需要の反動減にとどまらず、やや長い時間軸で見ても、増税後の個人消費が勢いに欠けたことを理由に、「消費の底割れ」が起きたと指摘する向きがある¹⁹。こうした平成26年度以降の消費の停滞については、消費税率の引上げや円安に伴う物価の上昇に名目賃金の伸びが追いつかなかったために、実質賃金や実質所得が低下して、個人消費が押し下げられたとの見方もある²⁰。とりわけ、耐久財消費の回復テンポが緩慢であったことから、消費税率の引上げによる影響もさることながら、リーマン・ショック（平成20年9月）後の景気対策として導入されたエコカー補助金や家電エコポイントによる消費需要の先食いの影響も指摘されている²¹。

（2）国内経済全体への影響

個人消費はGDP全体の約6割を占める最大の需要項目であり、その減少はGDP全体の押し下げをもたらす。

消費税率が8%に引き上げられた平成26年度における実質GDP成長率の実績値は前年度比▲0.3%であり、前年度の同+2.6%と比較すると減少に転じている。四半期ベースの実質GDP成長率を前年同期比のベースで見ると、税率引上げ前の平成26年1-3月期は前年比+3.0%、引上げ後の4-6月期は同▲0.1%、7-9月期は▲1.0%、10-12月期は同▲0.4%となっている。また、前期比のベースでは、平成26年1-3月期は+1.0%、4-6月期は▲1.8%、7-9月期は▲0.0%、10-12月期は+0.6%であった²²（図）。

消費税率引上げ後の実質GDPは、2四半期連続して前期比マイナスとなった。にもかかわらず、内閣府の景気動向指数研究会は、それ



（出典）「四半期別GDP速報 統計表 2018年7-9月期1次速報値」2018.11.14. 内閣府 HP <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2018/qe183/gdemenuja.html>を基に筆者作成。

¹⁶ 長内智・竹山翠「2019年の消費増税の影響度と今後の課題 前回のような想定外の下振れは避けられるのか？」2018.6.22, p.11. 大和総研 HP <https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20180622_020173.pdf>

¹⁷ サービスの消費については、財（モノ）の消費と異なり、貯蔵ができないため、一般に駆け込み需要と反動減は見込まれない。実際に、旅行や外食の消費は平成26年4月の消費税率引上げの前後でおおむね横ばいであった。内閣府政策統括官（経済財政分析担当） 前掲注(13)

¹⁸ 長内・竹山 前掲注(16)

¹⁹ 片岡剛士「消費増税、延期ならぬ凍結を」『金融財政ビジネス』10569号, 2016.4.11, pp.14-17.

²⁰ 中里透「「天候不順」の経済分析—消費増税後の消費動向—」『租税研究』808号, 2017.2, pp.62-87.

²¹ 久後翔太朗「再延期？2017年消費増税に関する論点整理」『経済分析レポート』2016.3.31. <https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20160331_010782.pdf>

²² 「四半期別GDP速報 統計表 2018年7-9月期1次速報値」前掲注(12)

らの時期を景気後退局面として認定していない²³。また、識者の間には、消費税率引き上げ後も、実際の実質 GDP 成長率と潜在成長率との乖離（かいり）は小さく、前者が後者を上回っている時期も少なくないとの観点から、消費税率引き上げが国内経済に及ぼした影響はニュートラルであったという見方がある²⁴。

その一方で、内閣府が景気後退局面として認定しなかった平成 26 年 4 月から平成 28 年 2 月にかけての CI 一致指数²⁵の落ち込み方は、景気後退局面として認定された昭和 60 年 6 月から昭和 61 年 11 月までのそれよりも大きいことを踏まえて、内閣府の判定は、一般的な景気実感とは乖離があると指摘する向きも見られる²⁶。

3 平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引き上げの影響をめぐる試算

(1) 家計への影響

平成 31 年 10 月に予定される消費税率引き上げの家計への影響については、以下のようにいくつかの機関から試算が出されている。ここに掲げたものはいずれも、消費税率引き上げ時に軽減税率や幼児教育無償化が導入されることを前提としている。

政府は、国会審議の中で、消費税率の引き上げによる家計の負担増加額については、2 人以上の 1 世帯当たり 6.2 万円、1 人当たり 2.7 万円と答弁している²⁷。

また、前述の是枝氏の試算によると、消費税率 8%から 10%への引き上げに伴い、家計（一方が働く夫婦と子ども 2 人の世帯²⁸）の実質可処分所得は、年収 300 万円の世帯で 2.53 万円、年収 500 万円の世帯で 3.96 万円、年収 1000 万円の世帯で 6.98 万円押し下げられる²⁹。

日本銀行は、消費税率の 8%から 10%への引き上げに伴い、平成 32 年度の家計負担は平成 30 年度と比較してグロスで 5.6 兆円増加すると試算している。しかし、軽減税率や年金生活者支援給付金、幼児教育無償化等の影響を勘案すると、ネットで見たと平成 32 年度の家計負担の増加額は、2 兆円程度にとどまるともしている³⁰。

税率引き上げに伴う個人消費への影響については、日本経済研究センターが個人消費の駆け込み需要とその反動減を 1.5 兆円と試算しており、消費税率引き上げの影響は限定的との見解を示している³¹。ただし、同センターは所得効果については試算を行っていない。

²³ 内閣府が設けている同研究会は、景気循環に詳しい識者をメンバーとしており、HDI(Historical Diffusion Index. 個々の採用系列ごとに景気の山と谷を設定し、山から谷に至る期間は全て下降、谷から山に至る期間は全て上昇として景気動向指数を作成したもの)等の動向を総合的に勘案して、我が国の景気基準日付（景気の山と谷）を事後的に設定している。

²⁴ 小黒一正「最近の消費増税、経済成長に本当に悪影響はあったのか」『ビジネスジャーナル』2017.9.22. <http://biz-journal.jp/2017/09/post_20673.html>

²⁵ CI は Composite Index の略称。その一致指数は、景気動向に対してほぼ同じタイミングで変化する指数であり、景気の量感を表す。景気の現状把握に用いられる。

²⁶ 永浜利廣「戦後最長の景気回復に疑義 消費増税後は「景気後退」?!」『エコノミスト』96(14), 2018.4.3, pp.78-81.

²⁷ 平成 29 年 4 月に消費税率引き上げが行われた場合の試算であるため、幼児教育無償化については考慮されていない。第 190 回国会参議院予算委員会会議録第 4 号 平成 28 年 1 月 19 日 pp.27-28.

²⁸ 当該試算は、小学生又は中学生の子どもがいる世帯を想定しているため、幼児教育無償化の影響を受けない。「新しい経済政策パッケージ」は教育無償化に係る政策として高等教育無償化等も含んでいるが、本稿は幼児教育無償化のみを考慮に入れている。

²⁹ 是枝 前掲注(10)

³⁰ 日本銀行 前掲注(11)

³¹ 同センターの試算では、幼児教育無償化について考慮されていない。伊藤・三林 前掲注(14)

また、前述の長内氏らは、駆け込み需要とその反動減は1.7兆円³²、所得効果を通じた消費の落ち込みは0.3兆円と試算している³³。一方で、大和総研の小林俊介氏らは、長内氏らと異なる手法を用いることにより、所得効果を通じた消費の落ち込みは3.2兆円と試算している³⁴。

(2) 国内経済全体への影響

内閣府は、「短期日本経済マクロ経済モデル（2018年版）」を用いた試算に基づき、消費税率を1%引き上げた場合の実質GDP成長率の押下げ効果は、税率が引き上げられた年には▲0.5%としている³⁵。また、内閣府は、平成31年度の実質GDP成長率を+1.5%と試算しており、日本銀行や民間エコノミストの試算（後述）と比較して高めの成長率を見込んでいる³⁶。

日本銀行は、消費税率引上げに伴い平成31年度から平成32年度にかけて見込まれる実質GDP成長率の押下げ効果は、平成26年の税率引上げ時と比べると小さいと見ている。その理由としては、税率引上げのタイミングが平成31年度央であることや、軽減税率の導入等が挙げられている。ちなみに、平成31年度の実質GDP成長率は、+0.8～+0.9%が見込まれている³⁷。

民間エコノミストによると、消費税率10%への引上げにより、個人消費が落ち込み、GDPに対する下押し圧力が見込まれるものの、日本経済全体としてはプラス成長が見込まれている。

第一生命経済研究所の新家義貴氏の試算によると、消費税率引上げ直前の平成31年7-9月期には、駆け込み需要の発生から、実質GDPは前期比年率で+2.1%の高成長が予測される。一方、消費税率引上げ直後の同年10-12月期には、駆け込み需要の反動減に加えて、税率引上げを受けた実質可処分所得の減少に伴う個人消費の下押し（所得効果）で、実質GDPは前期比年率で▲3.9%になると予測される。しかしながら、平成31年10月に予定されている消費税率の引上げ幅（2%）が、平成26年4月の税率の引上げ幅（3%）に比べて小さいことや、消費税率引上げによる増収分の用途変更等を背景に、家計負担の増加額が抑制され、国内景気の後退局面入りも回避されることから、平成31年度の実質GDP成長率は+0.8%が見込まれるという³⁸。

また、ニッセイ基礎研究所の斎藤太郎氏の試算では、消費税率引上げによる平成31年度の実質GDP成長率の押下げ効果は▲1%（軽減税率が導入された場合には、▲0.75%）とされている。同氏は、前述の新家氏と同様に、経済成長率が大きく落ち込むことは避けられると見ており、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた需要の増加も考慮に入れると、平成31年度の実質GDP成長率は+0.8%と予測している³⁹。

³² 当該試算では、幼児教育無償化の影響は、所得効果のみに現れるとされており、駆け込み需要とその反動減には幼児教育無償化の影響は反映されていない。

³³ 長内・竹山 前掲注(16)

³⁴ 消費税率引上げの影響を推計する際、一般に用いられる限界消費性向は、実質所得が一時的に増減した場合の影響を測るものであるため、恒常的に実質所得が増減した場合の影響を測るためには平均消費性向を用いるのが適当との見方もある。同試算は、この見方を踏まえて行われている。小林俊介・廣野洋太「日本経済見通し：2018年6月」2018.6.20. 大和総研 HP <https://www.dir.co.jp/report/research/economics/outlook/20180620_020171.pdf>

³⁵ 丸山雅章ほか「短期日本経済マクロ計量モデル（2018年版）の構造と乗数分析」『ESRI Research Note』No.41, 2018.9, p.11. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_rnote/e_rnote050/e_rnote041.pdf>

³⁶ 内閣府「平成30（2018）年度 内閣府年央試算」2018.7.6, p.3. <<http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2018/h300706shisan.pdf>>

³⁷ 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2018.10, pp.9, 12. <<http://www.boj.or.jp/mopo/outlook/gor1810b.pdf>>

³⁸ 新家義貴「2018～2019年度日本経済見通し」『Economic Trends』2018.8.10. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/shin1808102.pdf>>

³⁹ 斎藤太郎「2018・2019年度経済見通し（18年8月）」『Weekly エコノミスト・レター』2018.8.13. <http://www.nli-research.co.jp/files/topics/59333_ext_18_0.pdf?site=nli>

4 軽減税率導入の影響

(1) 軽減税率制度の概要

軽減税率は、平成 28 年度税制改正において、低所得者への配慮という観点から導入が決定された。酒類及び外食を除く飲食料品と新聞（定期購読契約が締結され、週 2 回以上発行されるもの）に適用され、対象となった品目の消費税率は 8%に据え置かれる。その導入は、平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げ時に予定されている。

(2) 家計への影響

政府は、国会審議の中で、軽減税率の導入による家計の負担軽減額について、2 人以上の 1 世帯当たり 1.8 万円、1 人当たり 0.8 万円と答弁している⁴⁰。

また、日本総合研究所の小方尚子氏によると、軽減税率の対象となった品目の消費額（平成 24～26 年）の 2%が負担軽減額に相当すると仮定して 2 人以上の勤労者世帯について試算を行うと、家計の負担軽減額は、年収 300 万円の世帯では年間 11,040 円、年収 500 万円の世帯では同 12,600 円、年収 1000 万円の世帯では同 16,440 円になる⁴¹。

また、大和総研の久後翔太郎氏は、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の引上げが仮に予定どおりに行われていたとしたら⁴²、平成 29 年度の個人消費は、軽減税率を導入した場合に 3.0 兆円、軽減税率を導入しない場合には 4.1 兆円押し下げられていたと試算している⁴³。これらの試算を踏まえると、軽減税率の導入に伴う平成 29 年度の個人消費の下支え効果は 4.1 兆円から 3.0 兆円を差し引いた 1.1 兆円程度であると考えられる。一方、前述の長内氏は、消費税率引上げ後における個人消費の反動減について、軽減税率を導入しない場合に 2.3 兆円であるのに対して、軽減税率が導入された場合には、1.7 兆円程度と試算している。また、所得効果による個人消費の落ち込みについては、軽減税率を導入しない場合には 1.3 兆円程度であるのに対して、軽減税率の導入を行った場合は 0.9 兆円程度と試算している⁴⁴。

(3) 国内経済全体への影響

国内経済全体への影響については、第一生命経済研究所の永濱利廣氏が、2%の消費税率引上げに伴い、実質 GDP が初年度に 0.48%押し下げられると試算している。一方で、同氏は、総額 1 兆円の軽減税率の導入と共に消費税率が 2%引き上げられた場合には、実質 GDP が初年度に 0.39%押し下げられるとしていることから、軽減税率の導入を通じた実質 GDP の押し上げ効果（初年度）は、+0.09%程度であるとしている⁴⁵。

⁴⁰ 第 190 回国会参議院予算委員会会議録第 4 号 前掲注(27)

⁴¹ 小方尚子「消費税軽減税率導入の家計への影響」『日本総研 Research Eye』No.2015-030, 2015.12.16. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/8589.pdf>>

⁴² 消費税率の 8%から 10%への引上げは、当初の予定では平成 27 年 10 月に行われることになっていたが、その後、平成 29 年 4 月に延期され、更には平成 31 年 10 月に延期されることとなった。

⁴³ 久後 前掲注(21), p.8.

⁴⁴ 幼児教育無償化について考慮しない場合の試算値である。長内・竹山 前掲注(16), pp.16-17.

⁴⁵ 平成 29 年 4 月に消費税率引上げが行われた場合の試算。永濱利廣「軽減税率導入のマクロ的影響—平均的家計の負担軽減額は年 1.3 万円も、高所得高齢世帯への恩恵大—」『Economic Trends』2015.12.10. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2015/naga20151210keigen.pdf>>

5 消費税率上げによる増収分の使途変更の影響

(1) 消費税率上げによる増収分の使途変更をめぐる経緯

税制抜本改革法の制定時には、消費税率 5%から 10%への引上げによる 5%分の増収のうち、1%を社会保障の充実に、4%を社会保障の安定化に充てることとされていた。

しかしながら、平成 29 年 9 月に、安倍晋三首相は、消費税率 8%から 10%への引上げによる増収分の使途変更を訴え、衆議院を解散した。

総選挙の結果、自由民主党・公明党は連立政権を維持し、前述のように平成 29 年 12 月の閣議決定で、消費税率引上げ時の 2%分の増収分の使途を変更した。

(2) 使途変更の経済への影響

消費税率引上げによる増収分の使途変更は、増税を通じて得られた税収のうち国の債務の返済に振り向けられない（財政支出に充てられる）部分の割合が高まることを意味している。したがって、使途の変更は、通常の財政支出拡大の場合と同様に、実質 GDP の押上げにつながると考えられる。前述の永濱氏は、この押上げ効果を内閣府のマクロ経済モデルの乗数を用いて試算している。それによると、使途変更による実質 GDP の押上げは、平成 31 年が+0.05%、平成 32 年が+0.11%、平成 33 年が+0.14%になると予想される⁴⁶。

(3) 使途変更の財政への影響

消費税率引上げに伴う使途変更は、前述のように、増税が経済に及ぼすマイナスの影響を緩和するものの、その分、財政赤字の削減に充てられる財源が減ることになる。政府は、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化する目標年次について、増収分の使途を変更する前は 2020 年度としていたが、使途変更後は 2025 年度に先送りした⁴⁷。そうした中、前述の永濱氏によると、対名目 GDP 比で見た基礎的財政収支の赤字幅は、使途の変更がなされなかった場合と比べて、平成 31 年度に 0.16%ポイント、平成 32 年度に 0.32%ポイント、平成 33 年度に 0.32%ポイント拡大すると試算されている⁴⁸。

II 消費税率引上げに伴う経済への影響の緩和策

1 緩和策による需要平準化について

政府は平成 26 年度の消費税率引上げ時に経験した需要の変動を踏まえて、税率引上げ前後に予想される需要変動を平準化するための施策（以下「緩和策」）を検討している。

しかし、需要を平準化すること自体に懐疑的な見解も見られる。税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動減は、家計からの需要発生のタイミングが引上げ前に前倒しされる一方で、その分だけ税率引上げ後の需要が落ち込む現象（異時点間の代替効果）であることから、ならして見れば需要への影響は中立であると考えられる。しかも、消費税率の引上げには、モノやサー

⁴⁶ 永濱利廣「消費増税使途見直しの影響」『Economic Trends』2017.9.26, pp.3-4. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2017/naga201709026zai.pdf>>

⁴⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）p.51. 内閣府 HP <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf>

⁴⁸ 永濱 前掲注(46), pp.4-5.

ビスの価格を押し上げることで家計の実質的な負担を増やす側面（所得効果）もあり、その結果、実質個人消費の水準が一定程度落ち込むことは避けられない。それだけに、駆け込み需要の反動減と実質所得の低下による個人消費の落ち込みがどれほどのショックを景気に与えるのかについて明確な説明を行い、国民から理解を得ることの方が重要であるとの指摘もある⁴⁹。

一橋大学准教授の宇南山卓氏によると、所得効果は各家計が増税を認知したタイミングで発生するため、各家計が消費税率引き上げを認知するタイミングがずれば、個人消費が同効果を背景に減少する時点も分散され、経済の短期間での大きな変動が避けられるという。言い換えると、税率引き上げを予定どおりに行くと政府が引き上げの直前にアナウンスすると、国民による認知のタイミングがおおむね一致することから、個人消費全体の同じタイミングでの落ち込みを招きやすい。こうした認知のタイミングの一致を避けて、所得効果の出現を緩やかなものにするため、同氏は、政府が消費税率引き上げを予定どおりに行うことを早めに確約して、その事実を国民の間にあらかじめ浸透させておくべきであると主張している⁵⁰。

2 現在検討されている緩和策の概要等

一般に、緩和策には、政府から家計に向けた所得移転を通じて所得効果を緩和することを狙っているものと、需要発生のタイミングを変化させることで異時点間の代替効果への対策となるよう企図されているものとの2種類があると考えられる。以下では、それぞれの緩和策がいずれに該当するかを整理した上で、その概要等について紹介する⁵¹。

(1) 所得効果をにらんだ対策

所得効果をにらんだ対策としては、以下のようなものが検討されている。ここで紹介する各対策では、いずれも期限を限った形での実施が見込まれている。ただし、所得効果は増税直後のみに発生するものではなく、飽くまで持続的なものであることから、期限を限って対策を実施した場合、各対策を通じた所得効果の緩和も時限的なものにとどまる可能性があることに留意が必要である。

(i) 住宅・自動車の購入支援

住宅や自動車は高額であるため、消費税率引き上げ後の買い控えが起りやすく、政府はこれらの消費財に関わる時限的な購入支援策を検討している。具体的には、住宅ローン減税の拡充や住宅エコポイントの再導入、自動車税（道府県税）・軽自動車税（市町村税）における環境性能割⁵²の減免などである。

⁴⁹ 斎藤太郎「消費増税前後の需要平準化は可能か」『研究者の眼』2018.6.21. <http://www.nli-research.co.jp/files/topics/58881_ext_18_0.pdf?site=nli>

⁵⁰ 宇南山「（経済教室）消費増税まで1年 下 消費の反動減対策は不要」『日本経済新聞』2018.9.26.

⁵¹ 平成30年11月26日に開催された未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議の合同会議において「経済政策の方向性に関する中間整理案」が提出され、消費税率引き上げに伴う対策として9項目が示された。そのうち、本稿で取り上げていない項目には、「マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント」、「商店街活性化」、「防災・減災、国土強靱化対策」がある。「経済政策の方向性に関する中間整理案」2018.11.26. 首相官邸 HP <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/1126_1/shiryo_01.pdf>

⁵² 自動車の取得価格を課税標準として、自動車の環境性能に応じて、非課税、1%、2%、3%の税率を課すものである。消費税率引き上げ時に導入が予定されている。

これらの施策については、一時的な需要喚起策では期限切れを迎えた後の反動減が避けられず、需要の落ち込みを将来に先送りしているだけであるとの批判が見られる⁵³。

(ii) ポイントによる還元制度

消費税率の10%への引上げから9か月間を目途として、中小小売店での商品購入時に、クレジットカード等のキャッシュレス決済を利用した消費者に対し、購入額の5%をポイントで還元する方針であることを、安倍首相が表明した⁵⁴。

当該制度に対しては、中小小売店へのキャッシュレス・ツールの普及につながるという利点はあるが、低所得者によるキャッシュレス決済が必ずしも盛んでない状況下では低所得者対策にはならないという批判もある⁵⁵。さらに、実務的な課題として、対象となる企業の線引きがあいまいであることや、カード会社のシステム改修が必要であること等が挙げられている⁵⁶。

(iii) プレミアム付き商品券

プレミアム付き商品券は、地域経済の活性化のため、地方自治体や商工会議所等が発行する商品券であり、購入金額を上回る金額での買物をするができる。キャッシュレス決済を通じて消費者にポイントを還元する枠組みでは同決済を利用しない人等には効果が及びにくいとして、同商品券を発行することを現在政府は検討している。使用できる期間としては、増税後から平成32年3月までの半年間が想定されている⁵⁷。なお、平成27年には、平成26年度補正予算で措置された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して、多くの地方自治体が発行した。

同商品券の発行に対しては、バラマキ政策に過ぎないとの批判に加えて、その消費喚起効果を疑問視する声もある⁵⁸。

(2) 異時点間の代替効果への対策

(i) 価格転嫁をめぐる対策

政府はこれまで、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号、以下「転嫁対策措置法」）によって、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、仕入れ業者が納入業者に値引きを求めることを阻止するため、いわゆる「消費税還元セール」などの禁止等の措置を取ってきた⁵⁹。しかし、消

⁵³ 斎藤 前掲注(49)

⁵⁴ 「キャッシュレスで5%還元 消費増税対策 五輪までの9ヵ月検討」『日本経済新聞』2018.11.23. ちなみに、ポイントを利用した類似の仕組みとして、平成27年に財務省によって提案された「日本型軽減税率」の制度が記憶に新しい。同制度の場合は、税負担軽減の対象商品を購入する際に、個人番号カードを店頭の端末に読み取らせることでポイントを受け取り、ポイント相当額が事後的に個人の口座に還付される仕組みが想定されていた。「日本型軽減税率制度（財務省案）の概要」『日本経済新聞』2015.9.11.

⁵⁵ 熊野英生「消費税キャッシュレス・ポイントの恩恵」『Economic Trends』2018.10.16. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/kuma181016ET.pdf>>

⁵⁶ 「ポイント還元 制度難題 消費増税対策、線引き混乱」『日本経済新聞』2018.10.26.

⁵⁷ 最大2万円まで購入でき、それを用いて2万5千円分の買物ができるようにする方針である。同商品券を購入できる世帯としては、①2歳以下の子どもがいる世帯、②住民税非課税世帯が想定されているという。「プレミアム商品券 「2割引き」購入可能」『日本経済新聞』2018.11.10.

⁵⁸ 「商品券や現金給付案」『東京新聞』2018.10.18.

⁵⁹ 平成25年10月から平成33年3月までの時限措置である。

費税率 8%から 10%への引き上げをめぐっては、8%への引き上げ後に消費が落ち込んだ経験を踏まえ、転嫁対策措置法の見直しにより、消費税還元セールの実施を可能とする等の柔軟な価格転嫁の在り方などが検討されている⁶⁰。

これらの対応については、価格の設定は経済主体の自由な意思決定に委ねるべきであるとの肯定的な見方があるほか⁶¹、従来の規制が価格の硬直化につながり、ひいては駆け込み需要とその反動減をもたらしたとして、政府が現行制度を見直そうとしていることに理解を示す声もある⁶²。その一方で、消費税制が生産・流通の各段階における付加価値に課税し、最終的には消費者による負担を想定している中で、税率引き上げ分の転嫁のされ方が柔軟化すると、こうした消費税の性格が大きく変質しかねないとの懸念も示されている⁶³。

(ii) その他の対策

現行の制度では、平成 33 年 3 月までの特例措置として、消費税分を含まない形での価格の表示方法（外税方式）が誤認防止措置を取ることを条件に認められている⁶⁴。しかし、この方式の下では、価格の変更が消費税率引き上げのタイミングに引きずられる傾向があるため、価格転嫁の時期を課税事業者が柔軟に選択しやすい内税方式（総額表示方式）に統一することを求める声がある⁶⁵。

なお、政府は、消費税率引き上げ後をにらんだ対策にとどまらず、税率引き上げ前のセールを始め、増税前の消費を過剰にあおる行為の拡大を回避するという観点から、「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）の運用の見直しも検討しているという⁶⁶。

おわりに

本稿で見てきたように、消費税率 10%への引き上げに伴う経済への影響は、8%への引き上げ時と比較して小さいものにとどまるとの予測が多いようである。その背景として、税率の引き上げ幅が前回よりも小幅であることや、10%への引き上げ時には、軽減税率の導入や、増収分の使途変更が予定されていることなどが指摘されている。また、住宅・自動車の購入支援や価格転嫁をめぐり対策など政府が検討している各種の緩和策を通じて、経済への負の影響がなにか緩和されることを期待する論考も見られる。

消費税率の 10%への引き上げは、過去に 2 度延期されているが、本年（平成 30 年）10 月に安倍首相が平成 31 年 10 月の実施予定を表明するなどの動きもあり、今後の動向が注目される。

⁶⁰ 「増税ショック 軽減探る 消費税「柔軟な転嫁」議論」『日本経済新聞』2018.3.31.

⁶¹ 小峰隆夫「消費増税前の柔軟な値上げで駆け込み消費と反動減を解消」『エコノミスト』96(17), 2018.4.24, pp.80-81.

⁶² 森信茂樹「消費増税の駆け込みを防ぐにはどうすべきか（その 2）」2018.2.26. 東京財団政策研究所 HP <https://tax.tkf.or.jp/?post_type=article&p=638>

⁶³ 石弘光「消費税転嫁の新局面」『税務経理』9684 号, 2018.6.5, p.1.

⁶⁴ 税抜価格であることを値札や掲示などで表示すること等が、誤認防止措置として挙げられている。国税庁課税部消費税室「総額表示義務の特例措置に関する事例集」2015.4. <<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/sogakuhyojigimu.pdf>>

⁶⁵ 佐藤主光「（経済教室）消費増税まで 1 年 上 消費税中心の税体系めざせ」『日本経済新聞』2018.9.25.

⁶⁶ あおり販売を抑える項目を運用指針に加えることが検討されている。「増税前「あおり販売」防ぐ 政府、景表法運用見直し検討」『日本経済新聞』2018.6.22.